

# 速報 れんごう札幌

連合北海道札幌地区連合会

2011年11月21日発 第53号発行責任者 平野博宣 011-210-0505 Fax011-210-0606

## 生活する人・働く人の声が大勢！

### 21日 札幌市「公契約条例」の素案を議会に提示

～ 22日から市民意見募集！働くものの条例制定に向け参加しよう！～

11月21日札幌市は市議会財政市民委員会に公契約条例素案を提出しました。札幌地区連合では継続的に同条例制定を求めており、2012年度予算編成に係る政策要求においても求めています。今回提案されたものは、この間の議論をまとめた上に札幌市独自の施策を盛り込んだものです。目的としては従事する労働者の適正な労働環境の確保を図り、事業の品質を確保して誰もが安心して働き、暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとしています。条例の対象となる「公契約」は、工事に係る請負契約と清掃、警備等に係る委託契約(水道局、交通局、病院局の発注案件含む)となっています。また指定管理者との協定もこの対象となっています。対象労働者は当該契約に従事する賃金労働者、1人親方及び指定管理者に雇用される労働者としています。賃金については国の設計単価等を目安に外部審議会で定めるとし、条例違反事業者には氏名公表・参加停止の措置も可能としています。札幌市は22日から市民意見を募集するとしています。生活者・労働者の声をドンドン盛り込み、生きた条例としましょう。市民意見の問い合わせは札幌市ホームページか(011)211・2152札幌市契約管理課まで。

#### 札幌市公契約条例(案)の概要

##### 【公契約の対象契約】

- ・ 工事請負契約 予定価格5億円以上  
(プラント工事は2億円以上)
- ・ 業務委託契約 予定価格1,000万円以上  
(清掃、警備業務に該当する契約)
- ・ 指定管理者

##### 【労働者の範囲】

- ・ 労働基準法第9条に規定する労働者
- ・ 「一人親方」

##### 【賃金】

- ・ 工事請負契約 公共工事設計労務単価参照
- ・ 業務委託契約 建築保全業務労務単価参照
- ・ 指定管理者 市の現業職員の初任給参照
- ・ 外部審議会で協議

##### 【条例の実効性の確保】

- ・ 事業者からの賃金等に関する報告書の提出
- ・ 市が賃金不払いについて労働者からの申出受付
- ・ 市による賃金払状況等の事業者調査と是正勧告
- ・ 条例違反の場合の市による事業者名公表・契約解除・参加停止措置が可能。

## 出したものを引っ込めるのが一番悪い！

### 労働者派遣法 あの改定内容でどのような労働者像を期待するのか？

2010年4月民主党が中心となり労働者派遣法の改正案が国会に上程されました。その骨子は登録型派遣、製造派遣の原則禁止 違法派遣の場合における派遣先の雇用申込みなし規定の新設 雇用契約が2ヶ月以内の派遣の原則禁止でした。これは世界同時不況後に生じた大量の派遣切り・雇止めで明らかになった派遣労働の

欠陥部分を是正し、雇用安定と社会不安の払拭を目的としたものでした。今回改正案とされる内容は は削除、 は3年の猶予期間、 は「30日以内」に緩和し、例外的に日雇い派遣を認める場合があるとしています。法案提出者は、このような働き方でどのような労働者と地域を期待しているのか疑問です。せめて元の連合提案に復すよう頑張りましょう！